

## デザイン審査基準一部改正の主要内容

### 1. 審査の正確性向上に向けた登録要件の判断基準の具体化

#### (1) 関連デザインの新規性適用時点の明確化（第4部第4章の関連デザイン）

- (現行) 関連デザインの出願前の自分の先行する公知デザインについて、公知の時点と関係なく、法律第35条第1項によって新規性の適用から例外（法律第33条第1項各号の未適用）となる。
- (改正) 関連デザインの新規性適用の例外時点を基本デザイン出願日以降と明確にし、新規性例外の主張期間（6ヵ月）を越えた場合に拒絶するようにする。

#### (2) 創作性で拒絶時、具体的な証拠（引用参証）提示の強化（第4部第6章 容易創作）

- (現行) 容易創作判断時に証拠を提示する必要がある周知の形態による容易創作の規定（法律第33条第2項第2号）を頻繁に活用している。

\*創作性に係る拒絶決定不服審判を請求する場合、特許法院から容易創作判断根拠を要求されるケースが増加

- (改正) 原則として容易創作の判断根拠を提示するようにし、明白な周知形態である場合にのみ例外を認める。

#### (3) 形態が変化するデザインの類否判断基準の補完（第5部第2章 デザインの類否判断）

- (現行) 形態が変化するデザイン間の類否判断は、双方を同じ状態で比べ全体的に判断するように規定されている。

\*形態が変化するデザインと形態が変化しないデザインの間での類否判断基準は定められていない。

- (改正) 形態が変化するデザインと形態が変化しないデザインの間でも類似判断ができるように判断基準を補完した。

#### (4) 二つ以上の類似のデザインを同一人が出願する場合の取扱いの明確化（第4部第7章の先出願）

- (現行) 同一人の先出願デザインと類似した後出願デザインを審査する際、関連デザイン

の規定（法律第 35 条第 1 項）を適用して単独デザインを関連デザインで補正するように意見提出を通知する。

- （改正）同一人の間にも先出願規定が適用されるため、①二つ人以上の類似したデザインを別の日に同一人が出願した場合、後出願デザインについて拒絶理由を通知し、②二つ以上の類似したデザインを同じ日に同一人が出願した場合、一つの出願を選択することを要求すると同時に拒絶理由を通知する。

(5) デザイン一部審査登録出願として重複出願された場合、拒絶できる根拠の整備（第 6 部第 6 章 デザイン一部審査登録出願の審査）

- （現行）二つ以上の同一のデザインが出願された場合、第 46 条第 1 項及び第 2 項によって処理しているが、一部審査登録出願の場合は先出願を適用せず、すべて登録決定となる。
- （改正）一部審査登録出願において、同一人の重複出願であることが明白で、審査官が認知可能な場合、拒否できるよう根拠を整備する。

(6) 部分デザインの機能的一体性の判断基準の補完（第 2 部第 3 章 1 デザイン 1 デザイン登録出願）

- （現行）部分デザイン登録出願にいたるため、物理的に分離された二つ以上の部分が表現された場合でも全体としてデザイン創作上の一体性が認められる場合、1 デザインとして認められる。

（改正）出願人の創作意図を考慮し、全体ではなく、各部分として一つの機能を遂行する場合にも機能的一体性を認めるように 1 デザインの認定条件を緩和した。

(7) 登録を受けられないデザインにおける標準化された規格の概念の具体化（第 4 部第 9 章 登録を受けられないデザイン）

- （現行）標準化された規格で定められた形状のデザインは、物品の機能を確保するのに不可欠な形状と見て登録を受けられない。
- （改正）標準化された規格の具体的な概念を定義し、それに該当する例を補完した。

2. 様々な形態のデザインが保護されるように登録条件を緩和

(1) 物品性が認められる場合を追加（第4部第1章 成立要件）

- (現行) 物品は一定の形を成していてその外観が具体的に特定されなければならないため、セメントや砂糖等のような分状物（粉）または粒状物（粒または粒の集まりのように一定の形がないのは物品として認められない。
- (改正) 分状物、粒状物であっても定型化または固形化され、その集合単位として形を成している場合には、物品で認められる。

(2) 付加・補助的な物品の結合時の1デザイン認定条件の緩和（第2部第3章 1デザイン 1デザイン登録出願）

- (現行) デザインの対象となる物品の形状・模様・色彩を示すために付加的な物品が結合されて生産され、一体化した状態で使用される場合、1デザインとして認められる。
- (改正) 帯やトレー等、付加的な物品が「ケーキ」に結び付けられて生産され、一体化した状態で使用される場合、1デザインとして認められる。

(3) 図面の補正において要旨変更でない場合を追加（第3部第1章 出願の補正）

- (現行) 国際デザイン登録出願として複数のデザインを出願する場合、一部のデザインにおいてのみ全体的な形状を具体的に図示し、それ以外のデザインでは違う部分の図面のみを提出する出願が多数存在する。
- (改正) 図面を追加する補正が最初の出願書に含まれた図面から推測できるくらいの補正の場合は要旨変更ではないものと判断する。

3. 法令の改正事項の反映及び画像デザイン審査指針の統合

(1) 出願公開の例外として国際デザイン登録出願を追加（法律第189条反映、第6部第2章出願の公開）

- (現行) 国際デザイン登録出願は、国際事務局による国際公開を国内法による出願公開とみなすため、法律第189条（出願公開の特例）によって出願公開の例外を設けている。
- (改正) 法律第189条による出願公開の特例を審査基準に反映する。

(2) 出願人コードの名称を特許顧客番号に変更（施行規則第3・14・16・22・24・25条反

映、第1部第7章 書類の差戻し)

- デザイン保護法施行規則の一部改正\*で「出願人コード」が特許顧客番号」に変更\*\*されたことにより、それをデザイン審査基準に反映する。

\*[施行 2016. 10. 4. ] [産業通商資源部令第 220 号、2016. 10. 4. 他法改正]

(3) 画像デザイン審査指針の統合（新設、第6部第8章 画像デザイン審査）

- 2016. 1. 20. から施行している画像デザイン審査指針\*をデザイン審査基準に統合する。
- 現行のデザイン審査基準に散在している画像デザイン関連内容を削除し、画像デザイン審査指針を中心に統合して別途の章として構成する。

4. 審査実務の反映及び制度運営上現れた一部の不備の補完

(1) 複数デザイン登録出願中の一部のデザインに対する出願取下げ時の例外条項の追加  
(第2部第3章 1 デザイン 1 デザイン登録出願/第3部第1章 出願の補正)

- (現行) 複数デザインの登録出願中に一部のデザインに対する出願の取下げは、削除補正によってできるが、国際デザイン登録出願の場合は、国際事務局を通じた更正を通じてのみ取下げをすることができる。
- (改正) 国際デザイン登録出願で複数デザインを出願する場合、削除補正によって一部のデザインの出願を取り下げることができないように例外条項を追加する。

(2) 複数デザイン登録出願中の出願書補正時の例外条項の追加 (第2部第3章 1 デザイン 1 デザイン登録出願及び第3部第1章 出願の補正)

- (現行) 複数デザイン登録出願において出願書に書かれたデザインの数と添付された図面上のデザインの数が一致しない場合、添付された図面上のデザインの数に合わせて出願書を補正することができる。
- (改正) 国際デザイン登録出願で複数デザインを出願する場合、出願書に書かれたデザインの数と添付された図面上のデザインの数を一致させるために出願書を補正することができないように例外条項を追加する。

(3) 出願の区分を変更する補正時の例外条項の一部削除 (第3部第1章 出願の補正)

- (現行) 国際デザイン登録出願では、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願へ、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願へと出願の区分を変更する補正を行うことができない。
- (改正) 関連デザイン登録出願と単独のデザイン登録出願の間での変更について、国際デザイン登録出願においてもそれができるように改正する。

#### (4) その他の不備の補完等

- 自動車用部品の場合、機能的な特性を考慮して類似の幅を比較的狭くみるようにする（第5部第2章デザインの類否判断）
- 新規性喪失の例外主張が判断する際、意見書の提出がない場合も認めないものとする。（第4部第4章 新規性喪失の例外）
- 優先審査決定後に審査を開始する時期を45日に訂正する。（第6部第4章 優先審査）